

幕別町公園施設長寿命化計画

平成30年2月

中川郡幕別町

1 都市公園整備状況

(平成28年3月31日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
90箇所	220.93ha	92.45㎡

※都市計画区域内人口（住民基本台帳） 23,896人（H28.3.31現在）

2 計画期間

〔平成30年度～平成39年度（10箇年）〕（全施設編）

3 計画対象公園

① 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
61	5	1	2	1	1	1	-	-	1	17	-	90
37	5	1	2	1	1	1	-	-	0	4	-	52

（上段：一般施設・遊具施設、下段：建築物・土木構造物）

② 選定理由

本計画の策定当時より、供用後の経過年数との兼ね合いから施設の老朽化した公園が多く、また、そのような中で地域住民の安全で良好な公園施設を確保する必要があった。現在、計画期間が半数を過ぎており、引き続き、残りの期間において適切な公園施設の管理計画を見直す必要性が生じている。

さらに、本計画では管理対象都市公園の数を90としているが、平成28年度に発生した大規模な自然災害により、十勝川河川緑地（都市緑地）・十勝エコロジーパーク（広域公園）の2公園における施設が大きな被害を受けた。これを受けて、今回の本計画の見直しにあたっては、これらの2公園を除いた88箇所を対象とした。

なお、計画対象公園は、次頁の表1－1、表1－2のとおりである。

表1-1 計画対象公園一覧（公園No.1～50まで）

No.	公園名	種別	当初都市 計画決定	最終都市 計画決定	最終供用開 始告示日	遊具等 設置年	経過年数	面積 (㎡)	住所	芝刈清掃等の管理		
										管理公区	外部委託	里親制度
1	本町公園	街区	S46.11.30	S48.8.20	S45.10.25	S45.10.25	47年	545	本町105	本町第1		
2	緑町あすなろ公園	街区	S47.5.13	H12.3.1	S51.11.5	S51.11.5	41年	982	緑町22-10	緑町第2		
3	欠番											
4	せせらぎ公園	街区	S47.5.13	H4.8.31	H7.10.2	H7.10.2	22年	1,120	札内泉町73-2	泉町		
5	春日団地あかね公園	街区	S47.5.13	H7.7.7	S44.11.19	S44.11.19	48年	661	札内春日町297-14	春日町		
6	春日団地ふたば公園	街区	S47.5.13	H7.7.7	S51.11.20	S51.11.20	41年	597	札内春日町294-64	春日町		
7	春日団地まつかぜ公園	街区	S47.5.13	H7.7.7	S51.11.20	S51.11.20	41年	853	札内春日町709-35	東春日町		
8	旭町あさかぜ公園	街区	S47.5.13	H7.7.7	S46.7.10	S46.7.10	46年	950	旭町21-103	旭町第2		
9	あかしや公園	街区	S42.3.16	S48.8.20	S41.10.7	S41.10.7	51年	4,102	札内あかしや町59-2	あかしや町		
10	のぞみ公園	街区	S47.5.13	H17.6.9	H17.9.1	H17.9.1	12年	3,445	新町139-4		○	
11	札内中央公園	街区	S47.5.13	S48.8.20	S49.9.10	S49.9.10	43年	2,425	札内中央町323-1		○	
12	桂町むつみ公園	街区	S47.5.13	H7.7.7	S48.10.7	S48.10.7	44年	1,324	札内桂町560-1	桂町第1		
13	泉町おしどり公園	街区	S47.5.13	H7.7.7	S51.9.13	S51.9.13	41年	1,156	札内泉町79-20	泉町東		
14	旭町三角公園	街区	S47.5.13	H7.7.7	S51.8.21	S51.8.21	41年	3,598	旭町18-55	旭町第2		
15	旭町こばと公園	街区	S47.5.13	H7.7.7	S50.9.10	S50.9.10	42年	1,305	旭町24-25	旭町第2		
16	宝町公園	街区	S50.12.1		H11.4.1	S52.9.11	40年	1,549	宝町130-2	宝町		
17	あけぼの公園	街区	S50.12.1		S50.12.21	S50.12.21	42年	969	緑町9-18	緑町第3		
18	もみじ公園	街区	S50.12.1		S50.12.21	S50.12.21	42年	1,059	旭町18-69	旭町第4		
19	寿町公園	街区	S51.11.15		S52.9.11	S52.9.11	40年	3,295	寿町2-60	寿町第2		
20	南町公園	街区	S51.12.30		S54.9.5	S54.9.5	38年	1,540	南町22-20	南町第1		
21	青葉町公園	街区	S55.5.21		S55.9.6	S55.9.6	37年	2,084	札内青葉町310-35	青葉町第1		
22	新緑公園	街区	S56.2.28		S56.9.1	S56.9.1	36年	3,814	緑町5-57	緑町第4		
23	桂町公園	街区	S56.2.28		S57.11.30	S57.11.30	35年	1,525	札内桂町571-41	桂町第2		
24	なかよし公園	街区	S60.12.2		S49.11.30	S49.11.30	43年	6,311	札内あかしや町43-7		○	
25	文京公園	街区	S60.12.2		S49.11.30	S49.11.30	43年	1,238	札内文京町33-9	文京町		
26	止若公園	近隣	S27.11.26	H5.5.24	S63.3.31	S63.3.31	29年	13,300	本町145-1		○	
27	明野ヶ丘公園	総合	S52.9.3		H3.4.1	H3.4.1	26年	250,339	字明野496-20		○	○
28	幕別運動公園	運動	S47.7.7	H14.3.26	H12.4.1	H12.4.1	17年	202,672	錦町138		○	
29	依田公園	風致			H3.4.1	H3.4.1	26年	109,502	字依田382-1		○	
30	桂町ふれあい公園	街区	S60.12.2	H7.7.7	S57.9.10	S57.9.10	35年	1,001	札内桂町566-18	桂町第1		
31	緑央公園	街区	S60.12.2		S62.4.1	S62.4.1	30年	1,794	緑町10-70	緑町第3		
32	ちびっ子公園	街区			S59.8.6	S59.8.6	33年	994	札内文京町36-11	文京町		
33	どんぐり公園	街区			S60.10.21	S60.10.21	32年	3,033	緑町12-1		○	
34	白人公園	近隣	H7.7.7		S60.4.1	S60.4.1	32年	18,320	札内青葉町184-1		○	
35	桜町北公園	街区	S63.2.2		H1.4.1	H1.4.1	28年	3,150	札内桜町61-1	桜町北		
36	猿別川河川緑地	都緑			H1.4.1	H1.4.1	28年	25,374	猿別川右岸の一部		○	
37	十勝川水系河川緑地	都緑	S49.6.1	H7.7.14	H12.4.1	H12.4.1	17年	866,835	十勝川及び札内川右岸の一部		○	○
38	豊町東公園	街区	S63.2.2		H2.4.1	H2.4.1	27年	4,121	札内豊町37	豊町		
39	豊町西公園	街区	S63.2.2		H2.4.1	H2.4.1	27年	2,318	札内豊町15	豊町		
40	新北町公園	街区	S63.2.2		H2.4.1	H2.4.1	27年	3,251	札内新北町25-4	新北町西		
41	共栄町公園	街区	S63.2.2		H2.4.1	H2.4.1	27年	1,481	札内共栄町21-1	共栄町第2		
42	桜町東公園	街区	S63.2.2		H2.4.1	H2.4.1	27年	3,444	札内桜町114-1	桜町南		
43	桜町南公園	街区	S63.2.2		H2.4.1	H2.4.1	27年	2,669	札内桜町94-3	桜町中央		
44	西町南公園	街区	S63.2.2	H18.5.30	H20.11.11	H20.11.11	9年	1,904	札内西町87-1他	西町第1		
45	西町北公園	街区	S63.2.2		H2.4.1	H2.4.1	27年	2,611	札内西町48	西町第2		
46	暁町公園	街区	S63.2.2		H2.4.1	H2.4.1	27年	1,410	札内暁町280-7	暁町東		
47	すすく公園	街区	S47.5.13	H7.7.7	H3.4.1	H3.4.1	26年	486	札内青葉町4-1	青葉町第2		
48	のびのび公園	街区			H3.4.1	H3.4.1	26年	487	札内青葉町6-1	青葉町第2		
49	にこにこ公園	街区			H3.4.1	H3.4.1	26年	487	札内青葉町8-1	青葉町第2		
50	わいわい公園	街区			H3.4.1	H3.4.1	26年	487	札内青葉町10-1	青葉町第2		

表1-2 計画対象公園一覧（公園No.51～91まで）

No.	公園名	種別	当初都市 計画決定	最終都市 計画決定	最終供用開 始告示日	遊具等 設置年	経過年数	面積 (㎡)	住所	芝刈清掃等の管理		
										管理公区	外部委託	里親制度
51	ほのぼの公園	街区			H3.4.1	H3.4.1	26年	487	札内青葉町12-1	青葉町第2		
52	青空公園	街区			H3.4.1	H3.4.1	26年	1,353	札内青葉町18-1	青葉町第2		
53	百間小径Ⅰ	都緑			H3.4.1	H3.4.1	26年	1,553	緑町1-75		○	
54	百間小径Ⅱ	都緑			H3.4.1	H3.4.1	26年	1,553	緑町1-76		○	
55	たんぼぼ小径	都緑			H3.4.1	H3.4.1	26年	259	緑町1-77		○	
56	泉の里公園	街区			H16.3.4	H16.3.4	13年	563	札内泉町79-3他	泉町東		
57	若草公園	街区			H4.4.1	H4.4.1	25年	664	札内若草町551-3他	若草町第3		
58	つくしんぼ公園	街区			H4.4.1	H4.4.1	25年	433	札内若草町534-27	若草町第2		
59	あおさぎ公園	都緑			H5.4.1	H5.4.1	24年	1,885	字猿別18-4他		○	
60	ひまわり公園	都緑			H5.4.1	H5.4.1	24年	1,854	字相川868-1他		○	
61	わらべ公園	街区	H2.10.8		H5.4.1	H5.4.1	24年	1,000	札内文京町40-27	文京町		
62	サーモン公園	都緑			H5.4.1	H5.4.1	24年	5,811	字千住486他		○	
63	白鳥公園	都緑			H5.4.1	H5.4.1	24年	1,998	字千住470-4他		○	
64	札内駅前公園	都緑			H5.4.1	H5.4.1	24年	1,658	札内中央町727-3		○	
65	わんぱく公園	街区	H2.10.8		H6.4.1	H6.4.1	23年	2,231	札内みずほ町143-12	みずほ町		
66	みずほ町三角公園	街区	H4.8.31	H7.7.7	H6.4.1	H6.4.1	23年	1,304	札内みずほ町143-33	みずほ町		
67	リバーサイド緑地	都緑			H10.4.1	H10.4.1	19年	28,564	札内みずほ町143-28他		○	
68	みずほ小径	緩緑			H6.4.1	H6.4.1	23年	9,427	札内みずほ町143-8他		○	
69	新田の森	都緑			H6.9.14	H6.9.14	23年	49,731	新町99-1他		○	
70	百間小径Ⅲ	都緑			H7.7.1	H7.7.1	22年	1,706	緑町1-10		○	
71	札内北公園	近隣	H2.9.17		H8.4.1	H8.4.1	21年	16,974	札内北町117-3他		○	○
72	そよかぜ公園	街区	H4.8.31		H8.4.1	H8.4.1	21年	2,915	札内北町24-7	北町第3		
73	青葉町つばさ公園	街区	S47.5.13	H7.7.7	H8.4.1	H8.4.1	21年	2,059	札内青葉町311-65	青葉町第1		
74	スマイルパーク	総合	H9.3.28		H8.4.1	H8.4.1	21年	253,668	字千住180-1他		○	○
75	はるかぜ公園	街区	H4.8.31		H9.4.1	H9.4.1	20年	4,066	札内新北町75-9	新北町東		
76	暁町西公園	街区			H10.4.1	H10.4.1	19年	1,320	札内暁町252-56	暁町西		
77	暁緑地	都緑			H11.4.1	H11.4.1	18年	2,549	札内暁町252-180		○	
78	春日団地北公園	街区			H10.4.1	H10.4.1	19年	695	札内春日町294-114他	春日町		
79	ひまわり緑地	都緑	H4.8.31		H10.4.1	H10.4.1	19年	2,501	札内みずほ町326-16他		○	
80	桂町北公園	街区			H11.4.1	H11.4.1	18年	973	札内桂町569-95他	桂町第3		
81	暁町北公園	街区			H11.4.1	H11.4.1	18年	1,741	札内暁町248-1他	暁町北		
82	いなほ公園	地区	H2.9.17		H12.4.1	H12.4.1	17年	46,353	札内みずほ町160-14他		○	○
83	若草緑地	都緑			H11.4.1	H11.4.1	18年	296	札内若草町537-1		○	
84	はぐくみ公園	街区	H9.3.28		H13.4.1	H13.4.1	16年	1,474	札内北町135	北町第2		
85	若草南公園	近隣	H10.3.31	H11.12.8	H14.8.1	H14.8.1	15年	10,000	札内若草町555-4他		○	○
86	文京はくば公園	街区			H17.9.1	H17.9.1	12年	1,345	札内文京町25-81,25-113	文京町		
87	文京緑地	都緑			H17.9.1	H17.9.1	12年	3,137	札内文京町25-1,25-56		○	
88	共栄せせらぎ公園	街区	H17.6.9		H20.4.1	H20.4.1	9年	1,576	札内北栄町153-1他	共栄町第1		
89	北栄せせらぎ公園	街区	H17.6.9		H20.4.1	H20.4.1	9年	1,424	札内共栄町162-16他		○	
90	十勝エコロジーパーク	広域	H10.3.17	H19.8.7	H20.4.1	H20.4.1	9年	152,049	相川27他		○	○
91	札内西公園	近隣	H17.6.9		H21.10.30	H21.10.30	8年	12,761	札内北栄町60		○	
90	箇所							2,200,296	㎡	56	34	7
								220.03	ha			

設置年数	箇所	割合
10年以下	4	4.5%
10～19年	16	18.2%
20～29年	41	46.6%
30年以上	27	30.7%
合計	88	100.0%

（平成30年1月31日 現在）

4 計画対象公園施設

① 対象公園施設数

園路 広場	修景 施設	休養 施設	便益 施設	遊戯 施設	運動 施設	管理 施設	教養 施設	災対 施設	その他 施設	合計
317	123	399	154	276	29	761	4	1	3	2067

② これまでの維持管理状況

従来の点検は、公園管理職員の巡回時に行う目視のみの日常点検と、遊具施設のみを公園使用開始前の4月に外部委託し、点検表を作成せず修繕が必要な箇所を写真によって報告を受ける簡易的な定期点検のみであった。また、維持管理については、劣化や損傷・異常・故障が確認された時点で部材の交換や修繕を行う事後保全的なものであり、修繕不可能と判断されたものについては改築せず、撤去の予算が措置されるまで使用禁止としている状況であった。

建築物については、法令により点検が義務付けられている設備等の法定点検が実施されてきており、それ以外は目視による日常点検のみであった。維持管理は、劣化や損傷・異常・故障が確認された時点で部材の交換や修繕を行う事後保全的なものが原則となっていた。

ただし、幕別町百年記念ホール設備については、予防保全的な管理を実施しており、音響設備・照明設備・舞台装置は、修繕・改築を計画的に実施していた。

③ 選定理由

休養施設などの一般施設や遊具施設は、利用頻度が高いものであり、その利用者の多くが子どもであることから、重大な事故の要因となり得るため、緊急的に整備を行う必要がある施設として選定した。

5 健全度を把握するための点検調査結果の概要

① 点検調査の実施期間

【遊戯施設】

平成29年4月3日から平成29年4月12日まで

【一般施設】

平成29年9月22日から平成29年11月29日まで

【建築物・土木構造物】

平成29年9月1日から平成29年10月12日まで

② 点検調査の体制

遊具施設については、(社)日本公園施設業協会(以下、JPFA)が認定した公園施設製品整備技士の資格保有者が、一般施設については、点検表を用いて現状点検調査及び安全点検調査などの現地調査を行った。点検者が作成した点検表を基に、点検者とJPFA認定の公園施設製品安全管理士などの判定者が協議し、判定者が施設毎の健全度又は危険度を判定した。

建築物については、1級建築士の資格保有者が点検者となり、土木構造物については、1級土木施工管理技士が点検者となり、現地調査を行った。点検者が作成した点検表を基に、点検者と確認者が協議して、施設毎の健全度又は危険度を判定した。

③ 点検調査の方法

《一般施設・遊具施設》

計画準備として、既存の都市公園台帳、出来形図、公園施設の修繕・撤去履歴等の情報を収集し、都市公園台帳、遊具履歴書等の整理及び作成を行った。また、JPFA策定の『遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014』の定期点検表等を参考に、現地調査で使用する各施設の点検表の作成を行った。

現地調査は、各施設に『ハザード』、『遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014』、『劣化』、『塗装』などの項目について、作成した点検表を用いて調査を行った。

《建築物・土木構造物》

計画準備として、既存の都市公園台帳、出来形図、公園施設の修繕・撤去履歴等の情報を収集し、都市公園台帳、遊具履歴書等の整理及び作成を行った。また、公園施設長寿命化計画策定要領に基づき、建築物については建築基準法第12条の定期点検表等を参考に、一般構造物(橋梁)については橋梁維持管理マニュアルの定期点検表等を参考に、それぞれ現地調査で使用する各施設の点検表の作成を行った。

現地調査は、各施設に『ハザード』、『劣化』、『バリアフリー』などの項目について、作成した点検表を用いて調査を行った。

健全度・危険度判定は、現地調査の点検結果から『ハザードレベル(0～3)』、『劣化レベル(0～3、a～d)』、『塗装の部分における総合判定(0～2、A～C)』の各項目を判定し、その結果から健全度・危険度判定基準を参考として、点検者と確認者の協議により『A、B、C、D』の4段階の判定を行った。また、計画的な改築・更新を行うため、これら4段階の総合判定を更に細分化した細分判定・優先順位の決定・緊急度の決定を行った。

表2-1に、ハザードレベル、JPFA-SP-S:2014規準、劣化レベル、塗装の部分における総合判断、総合判定についての具体的な基準について示す。また、表2-2に、健全度・危険度判定基準について示す。

表 2-1 各点検項目における判定基準

● ハザードレベルの基準

- 0：傷害をもたらす物的ハザードがない状態
- 1：軽度の傷害をもたらすハザードがある状態
- 2：重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態
- 3：生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な傷害をもたらすハザードがある状態

● JPFA-SP-S:2014規準

(社)日本公園施設業協会策定の『遊具の安全に関する規準』により判定し、1 項でも「否」の判定があれば「否」として評価する

● 劣化レベル

- 0(a)：腐食・腐朽等の劣化がない状態
- 1(b)：部分的に腐食・腐朽等の劣化があるが修繕は必要ない状態
- 2(c)：全体的に腐食・腐朽等の劣化があるが修繕等により利用可能な状態
- 3(d)：腐食・腐朽等が進み部材の機能を損なう等劣化が著しい状態

● 塗装の部分における総合判断

- 0(A)：再塗装の必要なし
- 1(B)：部分的な再塗装が必要
- 2(C)：全体的に再塗装が必要

● 総合判定

- A：修繕の必要がなく、通常点検で管理するもの
- B：修繕の必要はないが、通常点検のほか定期的な観察が必要なもの、又は、当面は軽微な維持管理の中で対応していくもの
- C：重大な事故に繋がらないが、部分的な修繕により利用可能なもの、又は、部分的な修繕が必要とされるもの
- D：重大な事故に繋がる恐れがあり、緊急な改築・更新が必要とされるもの。又は、施設使用の中止措置の検討が必要となるほど、緊急的な改築・更新が必要なもの

表2-2 健全度・危険度判定基準

点 検 結 果			健全度・危険度判定		優先順位	緊 急 度
ハザード レベル	遊具規準	劣化レベル	総合判定	細分判定		
0	合	0	A	A 5	3-3	低
		1	B	B 8	3-3	
		2	C	C10	2-10	中
		3	D	C 9	2-9	
	否	0	A	A 3	3-3	低
		1	B	B 7	3-3	
		2	C	C 8	2-8	中
		3	C	C 7	2-7	
1	合	0	B	B 6	3-3	低
		1	B	B 5	3-1	
		2	C	C 6	2-6	中
		3	D	D12	1-7	高
	否	0	B	B 4	3-1	低
		1	B	B 3	3-1	
		2	C	C 5	2-5	中
		3	D	D11	1-6	高
2	合	0	B	B 2	3-1	低
		1	C	C 4	2-4	中
		2	C	C 3	2-3	
		3	D	D10	1-5	高
	否	0	B	B 1	3-1	低
		1	C	C 2	2-2	中
		2	C	C 1	2-1	
		3	D	D 9	1-4	高
3	合	0	D	D 8	1-3	高
		1	D	D 7	1-3	
		2	D	D 6	1-3	
		3	D	D 5	1-3	
	否	0	D	D 4	1-2	
		1	D	D 3	1-2	
		2	D	D 2	1-1	
		3	D	D 1	1-1	

④ 点検調査結果の概要

《対象となった全施設についての概要》

本計画対象である88公園における点検調査対象施設2,067基のうち、現地調査における点検時での健全度・危険度判定の総合判定がA判定の施設は721基（35.0%）、B判定の施設は853基（41.4%）、C判定の施設は453基（22.0%）、D判定のものは40基（1.9%）という結果になった。

何らかの修繕などの対応が必要と判断されたC判定及びD判定の施設（緊急度が中または高）は、全体の23.8%を占める結果となった。策定当時と比較して、本町においては全施設の約30%が設置から20年以上が経過しているものが多かったが、当初の計画通りに遊具や休養施設などの更新が実施されたことにより、計画期間の後半に入った現在でも、C判定及びD判定の施設が占める割合はほとんど変化しない結果となった。

現地調査においてD判定とされた施設の概要を表3－1に示す。ただし、表3－1に示された施設は、現地調査当時にD判定を受けたものであり、早急な修繕対応等の実施によって、平成30年2月末現在、総合判定が改善された施設も含まれている。また、施設種別ごとの点検調査結果概要を表3－2、計画対象公園ごとの総合判定を表3－3、施設種別ごとの施設数について整理した結果を表3－4に示す。なお、これらの施設数は、平成30年2月末現在における総合判定となっている。

表3-1 D判定に該当した施設についての概要及び対応

● 園路広場

猿別川河川緑地（広場、階段）は、全体的に老朽化が進行し、現在使用禁止となっているものが多い。

対応：広場の木製ブロックは撤去し、アスファルトやコンクリート平板へ改築する（平成30年）。

階段（観覧席等）は撤去し、コンクリート階段へ改築する（平成30年）。

スマイルパーク（橋梁の一部）は、連結金具の外れやぐらつきにより危険性が指摘されている。

対応：問題のある部材の修繕・整備を行う。

● 休養施設

猿別川河川緑地、札内北公園のベンチが該当しており、木材の腐朽や破損による劣化が目立つ。

対応：猿別川河川緑地のベンチは撤去対象とする。札内北公園のベンチは修繕対応済みである。

● 便益施設

南町公園、泉の里公園、わんぱく公園の水飲台が該当しており、劣化による本体のクラック、水栓部が破損している。

対応：破損状況が著しく、使用不可能な状態のため、更新を検討する。

新北町公園の便所では、衝立が劣化によって落下する危険性が指摘された。

対応：衝立は既に撤去済みである。当該公園に限らず便所はC判定であるものが多いため、今後の管理は注意して行う。

● 遊戯施設

明野ヶ丘公園の木製遊具一式は、腐食・腐朽がかなり進行し危険であるため一部撤去された。

対応：今後の全体の整備計画において、遊具の更新も検討中であり、現在と同程度の遊具を一括更新することを検討している。

現在残存する遊具はそのタイミングで更新を図る。更新時期は平成35年を予定している。

はるかぜ公園、暁町西公園、若草南公園等の遊具では、利用上の危険性を考慮しハザードレベルが高い。

対応：安全領域の規準未達成、基礎への落下危険性、挟み込みによる首へのダメージ等、ハザードの解消を行う。

● 運動施設

幕別運動公園のテニスコートや白人公園の水泳プールが該当している。いずれの施設も年数の経過による全体的な構造物の劣化が要因である。

対応：施設の更新を検討する。白人公園の水泳プールは平成35年での改築を予定している（建設地は未定）。

● 管理施設

札内北公園の水質浄化施設が該当しており、扉が腐食により完全に閉まらない状態である。

対応：使用上問題が想定されると判断された際は、更新を検討する。

● 教養施設・災害応急対策施設・その他施設

依田公園のふるさと館が該当している。サインの劣化により落下の危険性がある。

対応：改築予定時期を過ぎているが、現状では緊急的なハザードの解消に留める事後保全型とする。

表3-2 施設種別ごとの点検調査結果概要

● 園路広場

一部でひび割れや不陸が発生している所もあったが、全体的に特に大きな劣化は確認されなかった。階段においても同様の結果となり、緊急性がある劣化は認められなかった。

● 修景施設

主に花壇や築山が調査対象となった。花壇は年数の経過によって本体部（コンクリート）の劣化が進行しているものが多く、築山も芝生面の摩耗が一部見られたが緊急性は認められなかった。

● 休養施設

改築により合成木材が用いられたベンチ等については、年数もそれほど経っておらず劣化の進行は見られなかった。木製ベンチ等については部材の劣化が進行しているものに対しては使用禁止の措置が行われている。今後は四阿やシェルターの発錆等の劣化にも注意する必要がある。

● 便益施設

水飲場は本体の欠損や劣化が全体的に進行している。駐車場は年数が経過しているものは細かなひび割れが多く発生しているが、現時点での緊急性は少ない。
便所についてはC判定であるものが多く、今後も劣化は進行することが想定されるため、注意する必要がある。

● 遊戯施設

ブランコ、すべり台、健康遊具については概ね劣化が少ない結果となった。一部の改築を行っていない公園のこれらの施設や複合遊具、木製遊具は劣化がかなり進行しているものもあり、撤去や廃止を検討する必要がある。規準未達成や修繕等が必要な施設は早急に対応する。

● 運動施設

バックネットの劣化がやや目立つ。フェンス部分の破損や変形が多く見られるため、利用に支障が発生する場合は対応する。その他テニスコートなどの施設については、フェンスの劣化等が多く認められた。

● 管理施設

鋼材の腐食や劣化が進行している施設も見られるが、再塗装や部分的な改修で対処可能なものが多い結果となった。

● 災害応急対策施設・その他施設

管理施設と同様に、腐食や劣化が進行している施設も見られるが、再塗装や部分的な改修で対処可能なものが多かった。展望台等の構造物に関する劣化に対しては、注意して経過を観察する。

表3-3 対象公園ごとの総合判定（公園No.1～50まで）

総 合 判 定					
番	名称	A	B	C	D
1	本町公園	5	5	0	0
2	緑町あすなろ公園	14	1	1	0
4	せせらぎ公園	2	13	2	0
5	春日団地あかね公園	6	3	1	0
6	春日団地ふたば公園	6	3	0	0
7	春日団地まつかぜ公園	6	7	1	0
8	旭町あさかぜ公園	7	1	0	0
9	あかしや公園	6	5	5	0
10	のぞみ公園	7	15	5	0
11	札内中央公園	8	4	2	0
12	桂町むつみ公園	3	5	3	0
13	泉町おしどり公園	12	11	5	0
14	旭町三角公園	2	3	1	0
15	旭町こぼと公園	6	5	1	0
16	宝町公園	7	4	1	0
17	あけぼの公園	7	2	1	0
18	もみじ公園	7	3	1	0
19	寿町公園	7	9	4	0
20	南町公園	5	5	2	1
21	青葉町公園	8	18	1	0
22	新緑公園	6	7	11	0
23	桂町公園	0	9	12	0
24	なかよし公園	5	9	9	0
25	文京公園	6	1	6	0
26	止若公園	3	2	4	0
27	明野ヶ丘公園	7	65	52	9
28	幕別運動公園	37	49	16	1
29	依田公園	13	33	21	1
30	桂町ふれあい公園	5	6	5	0
31	緑央公園	8	12	18	0
32	ちびっ子公園	5	12	2	0
33	どんぐり公園	3	10	4	0
34	白人公園	1	1	13	1
35	桜町北公園	8	5	4	0
36	猿別川河川緑地	1	24	10	13
37	十勝川河川緑地				
38	豊町東公園	6	6	6	0
39	豊町西公園	7	7	4	0
40	新北町公園	8	10	4	0
41	共栄町公園	4	13	1	0
42	桜町東公園	8	6	7	0
43	桜町西公園	9	6	6	0
44	西町南公園	16	6	1	0
45	西町北公園	7	9	5	0
46	暁町公園	5	10	3	0
47	すくすく公園	1	1	4	0
48	のびのび公園	0	2	4	0
49	にこにこ公園	5	6	4	0
50	わいわい公園	2	2	2	0

表3-3 対象公園ごとの総合判定（公園No.51～91まで）

総合判定					
番	名称	A	B	C	D
51	ほのぼの公園	3	2	4	0
52	青空公園	5	8	2	0
53	百間小径Ⅰ	3	1	4	0
54	百間小径Ⅱ	3	1	4	0
55	たんぽぽ小径	1	0	0	0
56	泉の里公園	2	4	2	1
57	若草公園	2	7	2	0
58	つくしんぼ公園	5	2	0	0
59	あおさぎ公園	0	7	4	0
60	ひまわり公園	2	5	3	0
61	わらべ公園	3	1	5	0
62	サーモン公園	0	8	4	0
63	白鳥公園	1	10	2	0
64	札内駅前広場	6	15	6	0
65	わんぱく公園	10	12	3	1
66	みずほ町三角公園	7	5	2	0
67	リバーサイド緑地	1	0	0	0
68	みずほ小径	0	20	0	0
69	新田の森	5	14	2	0
70	百間小径Ⅲ	1	4	1	0
71	札内北公園	63	39	16	1
72	そよかぜ公園	11	16	3	0
73	青葉町つばさ公園	6	8	2	0
74	スマイルパーク	84	64	41	2
75	はるかぜ公園	9	13	6	4
76	暁町西公園	3	2	3	2
77	暁緑地	1	0	0	0
78	春日団地北公園	5	1	0	0
79	ひまわり緑地	1	0	0	0
80	桂町北公園	6	4	1	0
81	暁町北公園	2	2	4	0
82	いなほ公園	45	38	13	1
83	若草緑地	1	0	0	0
84	はぐくみ公園	8	11	9	0
85	若草南公園	28	25	20	1
86	文京はくば公園	2	10	2	1
87	文京緑地	0	5	0	0
88	共栄せせらぎ公園	11	8	1	0
89	北栄せせらぎ公園	9	11	1	0
90	十勝エコロジーパーク				
91	札内西公園	49	19	6	0
合計		721	853	453	40
割合(%)		34.9	41.3	21.9	1.9

施設の緊急度（低・中・高）については、総合判定がA・B判定の場合は「低」、C判定の場合は「中」、D判定の場合は「高」となる。したがって、本調査における「低」の施設数は1,574（76.2%）、「中」の施設数は453（21.9%）、「高」の施設数は40（1.9%）となる。

表3-4 対象公園ごとの各公園種別施設数（公園No.1～50まで）

公園種別ごと施設数											
番	名称	園広	修景	休養	便益	遊戯	運動	管理	教養	災対	他
1	本町公園	1		1		2		6			
2	緑町あすなろ公園	1		1		3		11			
4	せせらぎ公園	3		9	1	3		1			
5	春日団地あかね公園	1	1	1		3		4			
6	春日団地ふたば公園	1		1		3		4			
7	春日団地まつかぜ公園	1	2	3		3		5			
8	旭町あさかぜ公園	1		1		3		3			
9	あかしや公園	3	1	2	1	3	1	4			1
10	のぞみ公園	2		9		5		11			
11	札内中央公園	1	2	1	2	3		5			
12	桂町むつみ公園	1		4		3		3			
13	泉町おしどり公園	1	1	9	1	4		12			
14	旭町三角公園	1			1			4			
15	旭町こばと公園	1	2	2		3		4			
16	宝町公園	2		1	2	3		4			
17	あけぼの公園	1		1		3		5			
18	もみじ公園	1		1	2	4		3			
19	寿町公園	5	2	2	2	5		4			
20	南町公園	1		3	2	3		4			
21	青葉町公園	2	3	7	2	7		6			
22	新緑公園	2	1	7	2	7	1	4			
23	桂町公園	2		10	2	3		4			
24	なかよし公園	3	6	2	2	5	1	4			
25	文京公園	1		4	2	4		2			
26	止若公園	1	3		2		1	2			
27	明野ヶ丘公園	20	1	35	10	10	1	54	1		1
28	幕別運動公園	6	7	16	9	3	9	53			
29	依田公園	8	5	23	10	10	2	9	1		
30	桂町ふれあい公園	2	1	4	2	3		4			
31	緑央公園	4	2	16	2	4	1	9			
32	ちびっ子公園	3	1	2	2	3		8			
33	どんぐり公園	7		2	1			7			
34	白人公園		2	7	3		3	1			
35	桜町北公園	5		2	2	4		4			
36	猿別川河川緑地	36		11			1				
37	十勝川河川緑地										
38	豊町東公園	3	2	3	2	4		4			
39	豊町西公園	3	3	2	2	4		4			
40	新北町公園	3	2	5	2	5		5			
41	共栄町公園	4	1	4	2	3		4			
42	桜町東公園	4	2	5	2	4		4			
43	桜町西公園	4	2	5	2	4		4			
44	西町南公園	3	2	5	2	6		4		1	
45	西町北公園	4	2	3	2	4		6			
46	暁町公園	2		5	2	3		6			
47	すくすく公園	2						4			
48	のびのび公園	2						4			
49	にこにこ公園	2		3	2	4		4			
50	わいわい公園	2						4			

表3-4 施設種別ごとの施設数（公園No.51～91まで）

公園種別ごと施設数											
番	名称	園広	修景	休養	便益	遊戯	運動	管理	教養	災対	他
51	ほのぼの公園	2	1	2				4			
52	青空公園	1	1	3	2	4		4			
53	百間小径Ⅰ	2						6			
54	百間小径Ⅱ	2						6			
55	たんぽぽ小径	1									
56	泉の里公園	2		1	1	2		3			
57	若草公園	2		3		2		4			
58	つくしんぼ公園	1		1		2		3			
59	あおさぎ公園	3	2	2	2			2			
60	ひまわり公園	6	1		1			2			
61	わらべ公園	1		1	1	2		4			
62	サーモン公園	3	1	1	2			5			
63	白鳥公園	2	3	2	1			5			
64	札内駅前広場	2	11		3			11			
65	わんぱく公園	3	7	3	2	5		6			
66	みずほ町三角公園	3		2	2	3		4			
67	リバーサイド緑地	1									
68	みずほ小径	3						17			
69	新田の森	9		4	2		1	5			
70	百間小径Ⅲ	2						4			
71	札内北公園	16	9	26	4	4		60			
72	そよかぜ公園	7	1	5	2	4		11			
73	青葉町つばさ公園	2		2	2	4		6			
74	スマイルパーク	20	1	30	13		3	122	2		
75	はるかぜ公園	3	4	6	2	10		7			
76	暁町西公園	1		2		3		4			
77	暁緑地	1									
78	春日団地北公園	1				3		2			
79	ひまわり緑地	1									
80	桂町北公園	2		1		3		5			
81	暁町北公園	1		2		2		3			
82	いなほ公園	15	5	17	9	3		47			1
83	若草緑地	1									
84	はぐくみ公園	1	2	8	1	6		10			
85	若草南公園	9	8	12	6	10	3	26			
86	文京はくば公園	1		2	2	4		6			
87	文京緑地	1						4			
88	共栄せせらぎ公園	3	1	2	2	6		6			
89	北栄せせらぎ公園	3	1	1	2	9		5			
90	十勝エコロジーパーク										
91	札内西公園	8	5	18	3	22	1	17			
合計		317	123	399	154	276	29	761	4	1	3
割合(%)		15.3	6.0	19.3	7.5	13.4	1.4	36.8	0.2	0.0	0.1

6 日常的な維持管理に関する基本的方針

① 日常点検

日常点検は、公園管理職員の巡回時や委託業者等が作業を行う際に適宜実施し、主として遊具の外観やその周辺などの腐食や腐朽・変形・摩耗・部材の消失・異常の有無などを目視診断等により行うものとする。

② 定期点検

定期点検は、原則として年1回、公園の使用開始前（4～5月）に専門業者などに委託し、各施設の定期点検表の『劣化』項目について、遊具のみ行うものとする。

③ 詳細点検

詳細点検は、概ね5年に一度又は日常点検及び定期点検により異常が発見された場合などに専門業者などに委託し、各施設の定期点検表に基づき行うものとする。点検は、定期点検表の全ての項目において実施し、構造部材・消耗部材・通常外観から確認できない部材などを目視・触手・聴音・打音・揺動・検査器具による診断などにより行うものとする。

④ 法令点検

法令点検が必要な施設については、それぞれ法令の定めに基づき行うものとする（自家用電気工作物保守点検、污水处理施設点検、スキーリフト点検、建築物など）。

⑤ 定期点検及び詳細点検による健全度・危険度判定

定期点検時に定期点検による『劣化』、詳細点検による『ハザード』、『遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S：2014』の各項目を判定し、その結果から表2-2の健全度・危険度判定基準を参考に、点検者と確認者の協議により4段階の総合判定に対する細分判定を行う。

⑥ 異常等が発見された場合の措置

日常点検及び定期点検により異常等が発見された場合や、⑤の判定により総合判定がD判定となった遊具については、その程度に応じて使用中止・補修・消耗部品の交換などの応急措置を速やかに行い、二次被害などが発生しないよう現場の管理に留意する。

応急措置後は、専門技術者の意見・利用状況・経過年数・劣化状況・ハザードレベルなどから総合的に判断し、撤去・部分的な修繕・改築・更新・移設などの本格的な措置を講じるものとする。また、措置を講じた場合は、その内容により都市公園台帳及び遊具履歴書の更新を行うものとする。

なお、異常の発見から措置までの基本的な流れは、表-4に示すとおりである。

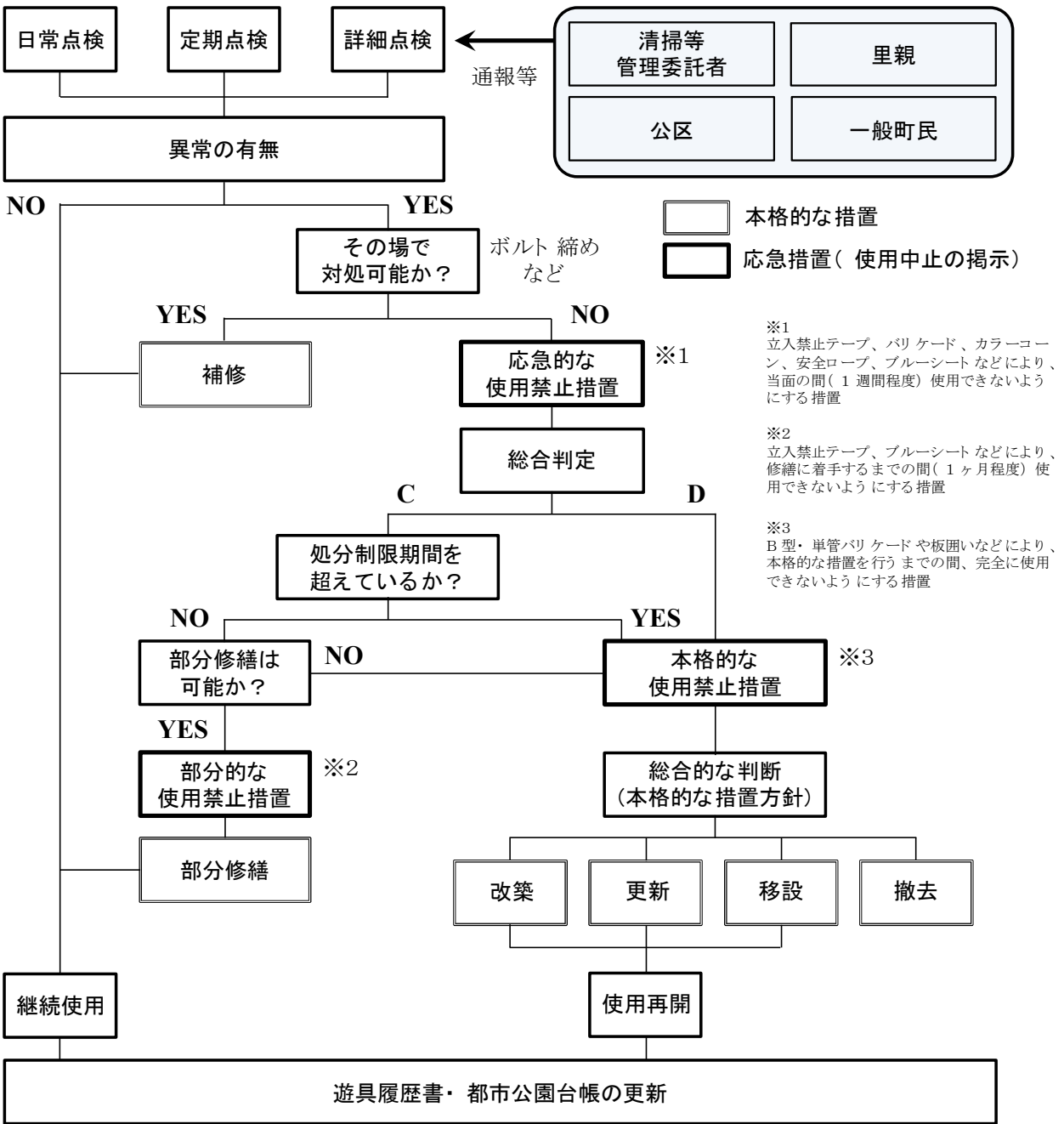
⑦ 管理体制等

日常点検・定期点検・詳細点検を外委託する場合、点検対象遊具・点検部位・点検方法等の具体的な内容及び点検者の技術要件等を特記仕様書で明示し、定期点検表・状況写真等をまとめたものを報告書として提出させ、年度毎に保管するものとする。

公園管理者は、点検業務受託者、清掃等管理業務受託者、街区公園を管理する公区（行政区）、公園里親制度によるボランティア団体等と連絡を密にしながら、異常があった場合等の連絡方法などの連携体制の強化に努めるものとする。

なお、定期点検及び詳細点検に使用する各施設の点検表は、『（別添 1）定期点検票』のとおりとする。

表－４ 異常の発見から措置までの基本的な流れ



7 公園施設の長寿命化のための基本方針

① 主要部材の長寿命化対策（予防保全型管理）

【スチール系材料】

部材の接合部や溶接部に亀裂が生じ、そこから炭素鋼特有の錆が発生し腐食へと進行することが多い。このため、防錆処置として合成樹脂塗料や高純度亜鉛含有塗料などの皮膜塗装をその状況に応じ5～8年毎に行い、部材の長寿命化を図る。また、地際部については、水分の影響などにより腐食が生じやすいため、防食テープなどの処置を施すものとする。

【ステンレス系材料】

錆に強く耐食性に優れているが、表面の汚れから腐食、劣化する場合があるため、から拭き、水拭きなどによる清掃や研磨をその状況に応じ5～8年毎に行い、部材の長寿命化を図る。

【アルミニウム合金系材料】

ステンレス系と同様に耐食性に優れているが、孔食などによる劣化する場合があるため、スチール系同様に皮膜塗装をその状況に応じ5～8年毎に行い、部材の長寿命化を図る。

【木材系材料】

材料特性による割れ、腐朽、蟻害などにより劣化が生じやすいため、油溶性の塗布用木材防腐剤などの塗布を概ね5年毎に行う。

また、改築・更新等により新たに遊具等を設置する際は、特殊亜鉛合金コートや溶融亜鉛メッキを施したスチール製、アルミニウム合金製、ステンレス製などの高寿命化のものを使用し、木製のものは、極力使用しないこととする。ただし、ベンチなど、直接肌に触れるものなど木製のものが必要な場合は、木製より耐久性に優れ高寿命化である再生木材（木粉とプラスチックを粉碎混合し成型したものなど）のものを使用することとする。特に、0.18ha（街区公園の平均面積）以下の街区公園については、長寿命化と維持管理費の低減を図るため、既存遊具の設置基数に関係なく、主要部材に特殊亜鉛合金コートや溶融亜鉛メッキを施したスチール製のFRP滑り台・2連ブランコ（安全柵含む）・健康遊具の3基の改築・更新を基本とする。

消耗部材については、目視により磨耗の度合いが確認されない場合における金属疲労等による劣化の恐れがあることから、表４に示すようなJPFAが推奨する交換サイクル以内での交換を基本とする（策定当時での「予測保全型管理」にあたる管理の考え方であるが、現在は、策定要領の第2回改訂において、「予防保全型管理」に併合されたため、この管理タイプは現在削除されている）。また、これらに定めのない消耗部材については、メーカーが推奨する交換サイクルや点検結果から交換時期を検討するものとする。消耗部材を交換する際や改築・更新により新たに遊具等を設置する際は、ステンレス製など高寿命な消耗部材の採用を基本とする。特に、ブランコについては長寿命化と維持管理費の低減を図るため、消耗部材がステンレス製の吊り金具、ザイルロープ製の吊り部材、ゴム製の着座部での使用を基本とする。

電気設備や給排水設備などの消耗部材は、保守点検や分解検査などを定期的に行い、その劣化・損傷状況に応じて交換するものとする。また、消耗部材を交換する際や改築・更新により新たに設置する際は、高寿命タイプへの改築・更新を検討する（LED照明など）。

表－５ JPFA-SP-S：2014規準で定める
主な消耗部材（部品）とその推奨交換サイクル

遊具	消耗部材(部品)	推奨交換サイクル
ブランコ	吊り金具・チェーンなど 回転軸	3～5年
スプリング遊具	スプリング	5～7年
ロッキング遊具	軸受部 ストッパーゴム (緩衝部)	5～7年 3～5年
回転ジャングルジム	軸受け	5～7年
ローラーすべり台	ローラー	5～7年
ロープウェイ	ケーブル 滑車部 握り部 緩衝装置	5～7年 3～5年 3～5年 3～5年
ネットクライマー ロープクライマー	ネット（小規模なもの） ロープ（小規模なもの） ワイヤー入りロープ（小規模なもの）	3～5年 3～5年 7～10年

② その他の対策（事後保全型管理）

園路及び広場の舗装、水飲場、花壇、車止め等のほか、ライフサイクルコストの低減効果が見込まれない公園施設については、重大な事故に繋がる恐れが少ないため、点検時に劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で修繕等を行うものとする。なお、ここでいう『修繕』とは、既存施設を継続利用することを目的に、破損した箇所などを部分的に修理することをいう。

③ 長寿命化対策を踏まえた改築・更新期間の設定

遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014では、遊具の標準使用期間を構造部材が鉄製の場合15年、木製の場合10年と定めている。しかし、これらは遊具の使用材料や構造、利用状況、気象条件、立地条件、管理方法によって劣化の進行状況が異なってくるものであるため、標準使用期間を超えたからといって直ちに改築・更新する必要はない。このため、本町においては、過去の遊具の劣化状況等を把握し、上述の長寿命化対策による適切な維持管理を行ったうえで、遊具等の改築・更新期間をつぎのとおり設定する。なお、ここでいう『改築』とは、既存施設を撤去し、既存施設と異なる機能または材質を有する新しいものに取り替えることをいい、『更新』とは、既存施設を撤去し、既存施設と同一の機能及び材質を有する新しいものに取り替えることをいう。

【鋼製施設】

鋼製遊具については、本町で最も多く設置され、一般的な遊具であるブランコ36基と滑り台28基を対象とした分析結果（平成23年度時点）をもとに期間を設定している。

各遊具の点検結果の劣化レベルを調査した結果、使用不可能となるレベル3が最も多かったのは35年を経過した遊具であり、修繕などにより使用可能なレベル2については、25年を境に増加傾向にあることが読み取れたことから、著しい使用頻度や環境の差異がない限り、適切に維持管理される条件下においては、25年は遊具として機能すると判断できる。よって、本町の鋼製遊具の改築・更新期間を25年と定め、計画の見直しにおいてもこれを採用する。

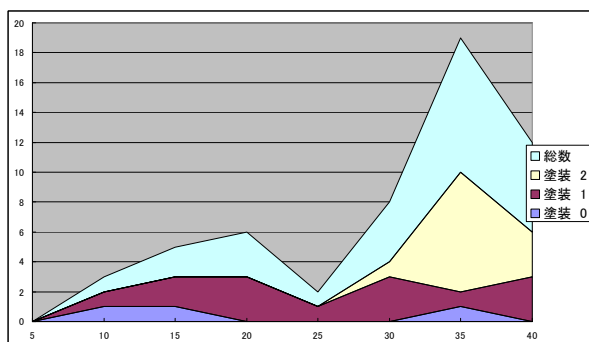


図-1 ブランコの塗装評価

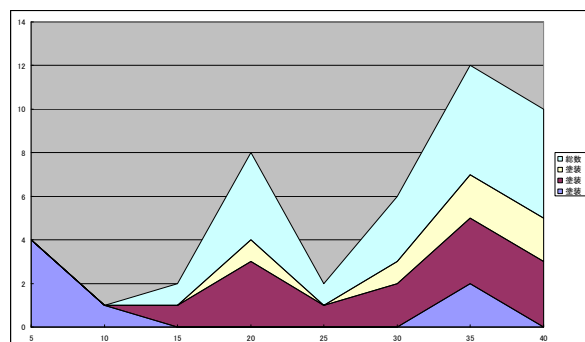


図-2 滑り台の塗装評価

【木製施設】

木製遊具については、木製複合遊具46基を対象とした分析結果（平成23年度時点）をもとに期間を設定している。

点検結果の劣化レベルを調査した結果、使用不可能となるレベル3が最も多かったのは20年を経過した遊具であり、修繕などにより使用可能なレベル2については、15年を境に増加傾向にあることが読み取れたことから、著しい使用頻度や環境の差異がない限り、適切に維持管理される条件下においては、15年は遊具として機能すると判断できる。よって、本町の木製遊具の改築・更新期間を15年と定め、計画の見直しについてもこれを採用する。

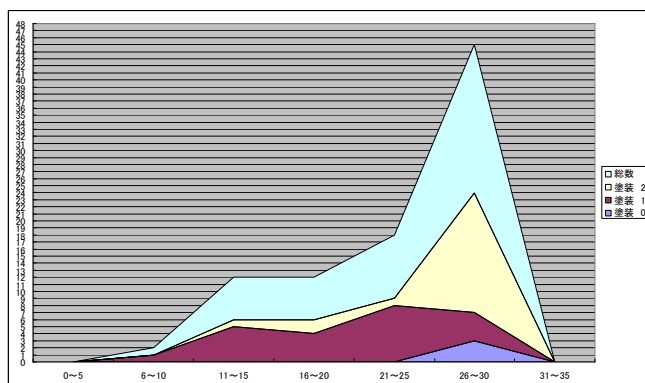


図-3 木製遊具の塗装評価

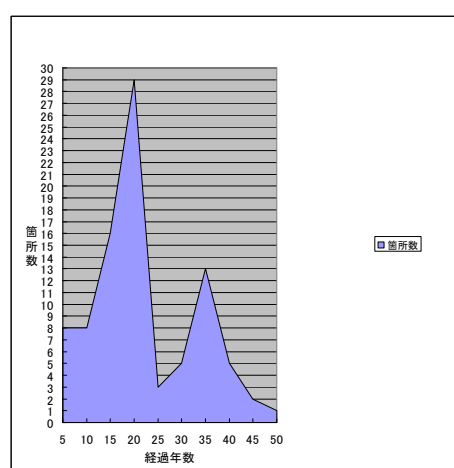


図-4 全公園の経過年数

【その他の施設】

その他の素材による公園施設については、既存遊具の設置基数が極端に少なく、分析が困難であることから、本町における鋼製施設の改築・更新期間25年とJPFA-SP-S：2014の鉄製遊具の標準使用期間15年の比率1.6をメーカー等が推奨する標準使用期間に乗じた年数とする。

【建築物・土木構造物】

建築物・土木構造物（橋梁）の改築・更新期間は、公園施設長寿命化計画策定要領に基づいた処分制限期間（「都市・地域整備局所管補助事業実務必携」の処分制限期間）とする。

長寿命化設定期間は、公園施設長寿命化計画策定要領に基づいた処分制限期間の2倍を基本とするが、建築物の長寿命化設定期間は「建築物のライフサイクルコスト」より最長期間を65年とし、橋梁の長寿命化設定期間は、「道路保全技術センター」より最長期間を100年とする。

なお、ここでいう改築・更新期間は施設の改築・更新を行う限度を示すものであって、実際の改築・更新の時期の判断は、総合判定の結果、処分制限期間、利用状況等を総合的に判断して行うものとする。

④ 改築・更新期間を超えた施設への対応

改築・更新期間を超えた施設については、直ちに撤去や改築・更新を行うべきであるが、同時期に多数の改築・更新時期の重複など、予算の状況によっては対応が困難となる場合も想定される。このため、これらの施設については、健全度・危険度判定の総合判定がDのうち、部分修繕などで改善できるもの以外については、改築・更新まで「使用中止措置」とすることを基本とする。総合判定がC又は部分改善などにより使用可能となったDのものについては、改築・更新まで定期点検の頻度を年2回以上とし、継続利用する。また、総合判定がA又はBのものについては、従来通りの定期点検とし継続利用する。

なお、5年に一度の詳細点検により総合判定がC又はDとなった施設については、その状況に応じて、改築・更新時期を検討するものとする。

⑤ 計画的、効率的な改築・更新

負担となる予算を平準化し、計画的な改築・更新を行うため、健全度・危険度判定を基にした施設単体の改築・更新の優先順位を決定する。優先順位については、総合判定を細分化した細分判定結果により行うが、同一順位となるものが存在するため、更に劣化点検項目と規準点検項目の比率合計の算出結果、施設の重要度（遊具→ベンチ→四阿・パーゴラ→管理施設、その他施設の順）や、経過年数を考慮し決定する（表6-1～表6-3）。

なお、この優先順位を基に改築・更新の整備年度を計画するが、施設単体毎に整備を行うと非効率であるため、優先順位が下位の場合であってもコスト縮減及び予防保全的管理の観点から公園毎に改築・更新の整備年度をそれぞれ計画するものとする。

また、改築・更新整備の実施については、施設の使用材料や構造・利用状況・気象条件・立地条件・管理方法によって劣化の進行状況が異なることから、その状況を適切に把握し、総合的に判断して実施するものとする。

表6-1 総合判定に基づく施設の優先順位の決定方法

● 優先順位1 総合判定がDの施設

優先順位	細分判定		決定方法
1-1	D1~2	→	比率合計順
1-2	D3~4	→	比率合計順
1-3	D5~8	→	比率合計順
1-4	D9	→	比率合計順
1-5	D10	→	比率合計順
1-6	D11	→	比率合計順
1-7	D12	→	比率合計順

● 比率合計の算出方法について

点検表の点検項目にある劣化及び規準の詳細項目は、各施設によって項目内容やその数が異なるため、単純に判定の個数を優先順位の規準とすることが出来ない。

このため、劣化点検項目数及び劣化判定でCまたはD判定とされた個数の割合、規準項目数と規準項目で否判定の個数の割合を合計したものを比率合計として算出し、優先順位の規準とする。

点検調査結果により改築や更新の検討を行う際には、同じ優先順位の施設の有無を抽出し、それらを比較することで判断を行う。

例) 劣化点検項目数が 23項目
CまたはD判定が 8項目 の場合

$$8 / 23 = 0.347 \approx 0.35$$

規準点検項目数が 21項目
否判定数が 3項目 の場合

$$3 / 21 = 0.142 \approx 0.14$$

よって、比率合計は

$$0.35 + 0.14 = 0.49 \text{ となる。}$$

● 優先順位2 総合判定がCの施設

優先順位	細分判定		決定方法
2-1	C1	→	比率合計順
2-2	C2	→	比率合計順
2-3	C3	→	比率合計順
2-4	C4	→	比率合計順
2-5	C5	→	比率合計順
2-6	C6	→	比率合計順
2-7	C7	→	比率合計順
2-8	C8	→	比率合計順
2-9	C9	→	比率合計順
2-10	C10	→	比率合計順

● 優先順位3 遊戯施設で総合判定がAまたはBのもの

優先順位	細分判定		決定方法
3-1	B1~5	→	経過年数順
3-2	B6~8 A1~5	→	経過年数順

● 優先順位4 休養施設（ベンチ・野外卓・縁台）で総合判定がAまたはBのもの

優先順位	細分判定		決定方法
4-1	B1~5	→	経過年数順
4-2	B6~8 A1~5	→	経過年数順

● 優先順位5 休養施設（四阿・シェルター・パーゴラ）で総合判定がAまたはBのもの

優先順位	細分判定		決定方法
5-1	B1~5	→	経過年数順
5-2	B6~8 A1~5	→	経過年数順

● 優先順位6 上記以外の施設で総合判定がAまたはBのもの

優先順位	細分判定		決定方法
6-1	B1~5	→	経過年数順
6-2	B6~8 A1~5	→	経過年数順

※各施設の優先順位は、『公園施設長寿命化計画基礎資料』に示しているとおりとする。

表6-2 施設重要度の考え方

二次 ランク	施設 重要度	内 容	備 考
1	高い	公園の利用や管理に対して大きな影響を与える施設	公園の幹線機能を持った施設、利用者が多い公園の主要施設、集中管理施設、安全対策施設など。（主要園路、都市基幹公園等での上下水道幹線、中央監視、制御設備、転落防止施設など。）、防災計画に指定された避難施設、利用者数が多い一般的な公園施設
2	普通	公園の利用や管理に対して中位な影響となる施設	一般的な公園施設（補助幹線園路、単体遊戯施設、運動施設、管理棟、トイレなど。）
3	低い	公園の利用や管理に対して軽微な影響に留まる施設	散策園路、水飲み場、ベンチ、修景施設、設備を持たない建築物、利用者数が少ない一般的な公園施設など。

表6-3 建築物の施設重要度（前半）

公園 番号	公園名	施設名	公園 区分	管理 区分	重要度 区分	防災 計画	施設備考欄
4	せせらぎ公園	便所(CB)	街区	公	2	○	災害時避難場所指定 一般的な公園施設
9	あかしや公園	近隣センター	街区	公	1	○	災害時避難場所指定 防災計画に指定された施設
11	札内中央公園	便所(W)	街区	委	2	○	災害時避難場所指定 一般的な公園施設
14	旭町三角公園	便所(W)	街区	公	3		利用者が少ない一般的な公園施設
15	旭町こぼと公園	便所(K)	街区	公	2		一般的な公園施設
16	宝町公園	便所(K)	街区	公	2		一般的な公園施設
18	もみじ公園	便所(K)	街区	公	2		一般的な公園施設
19	寿町公園	便所(K)	街区	公	2		一般的な公園施設
20	南町公園	便所(K)	街区	公	2		一般的な公園施設
21	青葉町公園	便所(CMB)	街区	公	2		一般的な公園施設
22	新緑公園	便所(CMB)	街区	公	2		一般的な公園施設
23	桂町公園	便所(CMB)	街区	公	2		一般的な公園施設
24	なかよし公園	便所(W)	街区	委	2	○	災害時避難場所指定 一般的な公園施設
25	文京公園	便所(CMB)	街区	公	2		一般的な公園施設
26	止若公園	便所(W)	近隣	委	1		PG等利用者が多い 利用者が多い一般的な公園施設
		浄化槽			1		(ナイター設備有り) 利用者が多い一般的な公園施設
27	明野ヶ丘公園	便所(W) ①	総合	委	3		西側駐車場トイレ 利用者が少ない一般的な公園施設
		便所(W) ②			2		東側トイレ 一般的な公園施設
		便所(W) ③			1		休養施設含む 制御設備を有する施設
		浄化槽			1		休養施設含む 制御設備を有する施設の附帯設備
		ピラ・リ			1		シンボル施設 利用者が多い一般的な公園施設
		スキーリフト			1		利用者が多い公園の主要施設(制御設備を有する)
		管理棟			1		公園の幹線機能を持った施設(受変電設備を有する)
28	幕別運動公園	野球場	運動	委	1		利用者が多い一般的な公園施設
		陸上競技場			1	○	災害時ヘリポート指定 防災計画に指定された施設
		弓道場			3		利用者が少ない一般的な公園施設
		スケートリンク管理棟			1		利用者が多い公園の主要施設
		便所(RW)			2		一般的な公園施設
		浄化槽			2		一般的な公園施設
29	依田公園	便所(CB)	風致	委	1		メイントイレ 利用者が多い一般的な公園施設
		便所(W)			1		利用者が多い一般的な公園施設
		浄化槽			1		利用者が多い一般的な公園施設
		陳列館			1		利用者が多い公園の主要施設
		浄化槽			1		利用者が多い一般的な公園施設
		休憩棟(食堂)			1		利用者が多い一般的な公園施設
30	桂町ふれあい公園	便所(RW)	街区	公	2		一般的な公園施設
31	緑中央公園	便所(W)	街区	公	2		一般的な公園施設
32	ちびっ子公園	便所(RW)	街区	公	2		一般的な公園施設
34	白人公園	便所(W)	近隣	委	1		PG等利用者が多い 利用者が多い一般的な公園施設
		プール棟			1		(ナイター設備有り) 利用者が多い一般的な公園施設
		ゲートボール場			1		利用者が多い一般的な公園施設
35	桜町北公園	便所(W)	街区	公	2		一般的な公園施設
38	豊町東公園	便所(W)	街区	公	2	○	災害時避難場所指定 一般的な公園施設
39	豊町西公園	便所(W)	街区	公	2		一般的な公園施設
40	新北町公園	便所(W)	街区	公	2	○	災害時避難場所指定 一般的な公園施設

表6-3 建築物の施設重要度（後半）

公園 番号	公園名	施設名	公園 区分	管理 区分	重要度 区分	防災 計画	施設備考欄	
41	共栄町公園	便所（W）	街区	公	2	○	災害時避難場所指定	一般的な公園施設
42	桜町東公園	便所（W）	街区	公	2			一般的な公園施設
43	桜町南公園	便所（W）	街区	公	2			一般的な公園施設
44	西町南公園	便所（W）	街区	公	2	○	災害時避難場所指定	一般的な公園施設
45	西町北公園	便所（W）	街区	公	2	○	災害時避難場所指定	一般的な公園施設
46	暁町公園	便所（W）	街区	公	2			一般的な公園施設
49	にこにこ公園	便所（P）	街区	公	2			一般的な公園施設
52	青空公園	便所（P）	街区	公	2			一般的な公園施設
59	あおさぎ公園	便所（P）	都緑	直	3			利用者が少ない一般的な公園施設
62	サーモン公園	便所（P）	都緑	直	3			利用者が少ない一般的な公園施設
65	わんぱく公園	便所（RW）	街区	公	2			一般的な公園施設
66	みずほ町三角公園	便所（RW）	街区	公	2			一般的な公園施設
69	新田の森	便所（W）	都緑	委	2			一般的な公園施設
		休憩棟			3			設備を持たない建築物
71	札内北公園	便所（RW）①	近隣	委	2		親水施設を有し、利用者が多い	一般的な公園施設
		便所（RW）②			2			一般的な公園施設
		休憩棟			1			利用者が多い公園の主要施設（循環設備を有する）
		循環設備			1			利用者が多い公園の主要施設
72	そよかぜ公園	便所（RW）	街区	公	2			一般的な公園施設
73	青葉町つばさ公園	便所（RW）	街区	公	2			一般的な公園施設
74	スマイルパーク	便所（RW）①	総合	委	2			一般的な公園施設
		便所（RW）②			2		災害時→ボ→指定箇所付近	一般的な公園施設
		浄化槽			2			一般的な公園施設
		便所（CB）			2			一般的な公園施設
		PG休憩棟			1			利用者が多い一般的な公園施設
		スポーツセンター			1	○	災害時物資輸送拠点	利用者が多い公園の主要施設
		生涯学習センター			1			利用者が多い公園の主要施設
		まっく・ざ・まっく			1			利用者が多い公園の主要施設
		浄化槽			1			利用者が多い公園の主要施設
75	はるかぜ公園	便所（RW）	街区	公	2	○	災害時避難場所指定	一般的な公園施設
82	いなほ公園	便所（W）	地区	委	1		親水施設を有し、利用者が多い	利用者が多い一般的な公園施設
		便所（CB）			1			利用者が多い一般的な公園施設
		物見台			1			利用者が多い公園の主要施設（循環設備を有する）
		循環設備			1			利用者が多い公園の主要施設
85	若草南公園	便所（W）	近隣	委	1	○	災害時避難場所指定	利用者が多い一般的な公園施設
86	文京はくば公園	便所（W）	街区	公	2			一般的な公園施設
88	共栄せせらぎ公園	便所（W）	街区	公	2			一般的な公園施設
89	北栄せせらぎ公園	便所（W）	街区	直	2			一般的な公園施設
91	札内西公園	便所（W）	近隣	委	1	○	災害時避難場所指定	利用者が多い一般的な公園施設

※公園施設の利用者数については、公園管理者へのヒアリングにより判断している。

8 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容、時期等

※別添「公園施設長寿命化計画調書」

（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

9 計画全体の長寿命化対策の実施効果

《一般施設・遊具施設》

当対策により、公園使用者の安全や、継続的な利便を確保する事が可能となり、単年度あたり、5,898千円のコスト削減を図ることが可能となる。

《建築物・土木構造物》

当対策により、公園使用者の安全や、継続的な利便を確保する事が可能となり、単年度あたり、530千円のコスト削減を図ることが可能となる。